

鳥取県教育委員会告示第25号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定有形民俗文化財の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成20年12月19日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

名称	員数	内容	所在の場所	所有者	所有者の住所
長谷寺の 絵馬群	9点14 枚	1 長谷寺と倉吉町俯瞰図 天保5年 1枚 2 馬と人物 慶長二十年銘 慶長20年 1枚 3 海難の図 文久2年 1枚 4 西国三十三所霊場めぐり 年代不明 2枚（24番中山寺、31番長命寺） 5 西国三十三所霊場めぐり（二） 年代不明 5枚（1番青岸渡寺、2番紀三井寺、3番粉河寺、14番三井寺、16番清水寺） 6 西国三十三所霊場めぐり（三） 年代不明 1枚（1番青岸渡寺） 7 宝船 寛政8年 1枚 8 伯耆國三十三番 打吹山長谷寺 文政6年 1枚 9 久米郡一番 倉吉打吹山長谷寺 明治16年 1枚	倉吉市仲ノ町 2960 長谷寺	宗教法人長 谷寺 代表役員 奥野寛應	倉吉市仲ノ町 2960 長谷寺